

板橋区職員互助会福利厚生事業委託募集要項

1 件名

板橋区職員互助会福利厚生事業委託

2 プロポーザル方式実施の趣旨

板橋区職員互助会（以下「互助会」という。）が板橋区職員互助会福利厚生事業委託（以下「福利厚生事業委託」という。）を実施するにあたり、専門的知識、技術を有する事業者からの助言・提案を活かした、より効果的・効率的な福利厚生事業委託の実施を図るため、多くの事業者から多様な提案を求め、また、公正かつ公平な方法で、総合的な見地から本事業に最適な事業者を選定します。

3 委託予定期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※ ただし、契約期間は単年度とし、履行状況に問題がない場合は、最大令和11年度まで契約更新を行います。

4 契約上限額（単年度）

19,126,800円（消費税含む）
（内訳）

委託業務内容	月額（税別） ※1人あたり	人数 ※最大想定	12ヶ月間 合計（税別）
福利厚生事業	280円	4,500名	15,120,000円
カフェテリアプラン管理	42円	4,500名	2,268,000円
合計	322円	4,500名	17,388,000円

5 委託内容

別紙「板橋区職員互助会福利厚生事業委託に係る基本仕様書」のとおり

6 互助会が求める提案内容

互助会では、会員が安心して公務に専念することにより公務能率を増進させ、また、会員同士の親睦を図るため、様々な福利厚生事業を提供しています。

今般、社会情勢の変化に合わせ、互助会が提供する福利厚生事業について、費用対効果が高く、さらに幅広く利便性の高い内容とするため、事業者への委託を行います。

7 募集方法

参加を希望する者の募集は、区のホームページに掲載を行い、2週間以上の募集期間を設けます。詳細は「9 参加申込手続・プレゼンテーション」、「12 スケジュール」を

参照ください。

8 参加資格要件

以下の項目を全て満たしていることが要件です。

なお、契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格及び提案採用者の決定を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成 17 年 3 月 31 日区長決定）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 参加者又はその役員等が以下の項目に該当しないこと。
 - ① 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。
 - ② 暴力団員等を雇用している。
 - ③ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
- (4) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 提案金額が契約上限額の範囲内であること。（また、内訳金額についても上限額の範囲内であること。）

9 参加申込手続・プレゼンテーション

上記の参加資格要件を満たし、本プロポーザル方式に参加を希望する場合は、下記に従い必要書類等を提出してください。

(1) 1 次審査

① 提出書類等

No.	提出書類等		必要数
1	プロポーザル方式参加申込書（様式 1）		1 部
2	会社概要・実績報告書（様式 2）	会社名記載のあるもの	1 部
		会社名記載のないもの	1 部
3	財務諸表（損益計算書、貸借対照表）		1 部
4	法人の履歴事項全部証明書		1 部
5	見積書（内訳書付き）	会社名記載のあるもの	1 部
		会社名記載のないもの	1 部
6	企画提案書	会社名記載のあるもの	1 部
		会社名記載のないもの	10 部
7	上記 No. 1 ～ 6 のデータ（CD-R 又は DVD-R）		1 部

② 提出期限

令和 8 年 10 月 23 日（金）午後 5 時必着

③ 提出方法

持参又は簡易書留による郵送

④ 提出先

板橋区職員互助会事務局

総務部人事課福利係内（板橋区役所南館4階21番窓口）

※受付時間は午前9時から午後5時までとし、土曜日・日曜日・休日は提出できません。

⑤ 費用

本プロポーザル方式に関する経費については、全て参加者の負担とします。

⑥ 注意事項等

- ・ 提案金額については、「4 契約上限額」に記載されている会員1人あたりの月額費用（税別）を超えることはできません。また、会員1人あたりの月額費用には福利厚生事業委託業務を行うにあたり必要な経費全てを含めて算出してください。
- ・ ①提出書類等のうち、会社名の記載のないものについては、会社名を識別する情報（ロゴ、WEBサイト名等）を可能な限り除外した状態で提出してください。
- ・ 企画提案書は原則A4サイズで作成し、表紙・目次を除き10枚（20頁）以内とし頁番号を付番してください。色の指定、両面・片面印刷、印刷方向等の指定はありません。
- ・ 提出された書類の再提出又は記載内容の変更は認めません。
- ・ 提出された書類は返却しません。

(2) 2次審査（プレゼンテーション）

2次審査では、参加申し込み時に提出いただいた提案書をもとにプレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションの詳細については、1次審査結果通知時に案内します。

10 審査方法、審査項目及び審査基準

(1) 1次審査（書類審査）

① 審査方法

参加資格要件を満たしているか互助会事務局にて審査します。申込者が5者を超えた場合、審査項目及び審査基準を評価し、1次審査で5者以内に絞ります。

② 審査項目及び審査基準

別紙「板橋区職員互助会福利厚生事業委託事業者選定評価基準」のとおり。

③ 審査結果の通知

確定後速やかに全申込者へ通知します。

(2) 2次審査（プレゼンテーション）

① 審査方法

企画提案書をもとにプレゼンテーション（発表：20分程度、質疑応答10分程度を予定）をしていただき、板橋区職員互助会福利厚生事業委託事業者選定委

員会（以下「選定委員会」という。）が提案依頼事項に対する提案内容の優劣を評価し、算出した総合得点により提案採用者を決定します。なお、評価点が満点の2分の1を超えないときは提案採用者としません。

② 審査項目及び評価基準

別紙「板橋区職員互助会福利厚生事業委託事業者選定評価基準」別表2「2次審査票」のとおり。

③ 審査結果の通知

確定後速やかに全対象者へ通知します。

11 質問及び回答

質問はメールで受け付け、全ての参加者が確認できるよう板橋区ホームページにて回答します。質問期限、質問送付先メールアドレスについては下記スケジュール、問い合わせ先を参照ください。

12 スケジュール（予定）

選定手順		選定スケジュール等（予定）
提案書類作成に係る質問の 受付・回答	受付	令和8年9月10日(木)～9月18日(金)
	回答	令和8年10月1日(木)正午までに公表
申込書、企画提案書類等の提出		令和8年10月23日(金)午後5時まで
1次審査（書類審査）		令和8年10月26日(月)～10月27日(火)
1次審査（書類審査）結果通知発送		令和8年10月28日(水)
2次審査（プレゼンテーション）		令和8年11月11日(水)
提案採用者の決定・公表		令和8年11月下旬
契約締結予定		令和8年12月以降

13 プロポーザル方式結果の公表について

2次審査終了後に、2次審査の審査項目、審査基準、審査結果（順位、評価点等）及び評価点の内訳を公表します。また、提案採用者については、事業者名、提案価格も公表します。

なお、選定結果の詳細（審査内容・選考過程等）についての問い合わせには回答しません。また、異議の申し立ても認めません。

14 予算措置について

本プロポーザル方式は、令和9年度予算の成立（板橋区職員互助会委員会にて令和9年2月に議決予定）を前提として行うものであり、予算が成立しなかった場合は、契約締結を行わない場合がありますのでご了承ください。また、提案採用者決定後の見積金額に対し予算額に不足がある場合は、金額、仕様、その他の契約内容について改めて協議をさせていただきます。

15 契約内容の調整及び確認

委託業務の仕様は、提案採用者の提案内容（主に企画提案書及びプレゼンテーションの内容）をもとに、互助会と提案採用者で協議のうえ最終決定します。契約内容が最終的に合意に至らなかった場合は、次点候補者を繰り上げます。

16 提案書等の情報公開について

プロポーザル方式への参加申込手続以降に、互助会に提出された書類については、東京都板橋区情報公開条例に準じて取り扱うため、公文書公開請求（情報公開）の対象となります。条例第6条第1項各号に該当する事項以外は原則公開となることから、あらかじめ了承のうえ提出してください。

17 その他

(1) 個人情報の取扱い

受託者が個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び東京都板橋区個人情報保護法施行条例の規定に基づく個人情報の取扱いに係る保護措置を講ずる必要があります。

(2) 提案の失格・減点

以下の場合には選定委員会で審査のうえ、提案の失格・減点となる場合があります。

- ① 参加資格を満たさないことが判明した場合
- ② 企画提案書に虚偽の記載・申告がある場合
- ③ 企画提案書に記載された内容が、極めて特別な事情がある場合を除き、業務遂行できないことが明らかな場合
- ④ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ その他、選定委員会において不適當と認められた場合

(3) 著作権・特許権等

本件の応募に関し、提出書類の内容に含まれる著作権・特許権その他日本国及び日本国以外の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となる事業手法等を使用した結果生じた一切の責任は、参加事業者が負うものとします。

(4) 経費負担

この事業者選定の参加に必要な経費は、参加申込者の負担とします。

18 問い合わせ先（書類提出先、質問送付先）

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目6番1号

板橋区職員互助会事務局（板橋区総務部人事課福利係内）

担当： 瀬戸

電話番号：03-3579-2076

E-mail：so-fukuri@city.itabashi.tokyo.jp